

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の目的

「本宮市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

本市では、性別にとらわれず、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくりを推進するとともに、多様化する価値観や生活スタイルを踏まえた、だれもが住みやすい社会制度の構築に向けた取り組みを推進することを本計画の目的とします。

2. 計画の期間

本計画の推進期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。ただし、計画期間中も、国や県を始めとする様々な社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
本宮市 男女共同参画 基本計画 ^{※1}					
	本宮市第3次男女共同参画基本計画 (令和7年度～令和11年度)				
本宮市 総合計画					
	本宮市第2次総合計画 (後期基本計画：令和6年度～令和10年度)				

3. 計画の位置付け

（1）法令との関係

本計画は、男女共同参画社会^{※2}基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画基本計画」及び本宮市男女共同参画推進条例第10条第1項に規定する「基本計画」として策定するものです。

^{※1} 「男女共同参画基本計画」…政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（P48参照）

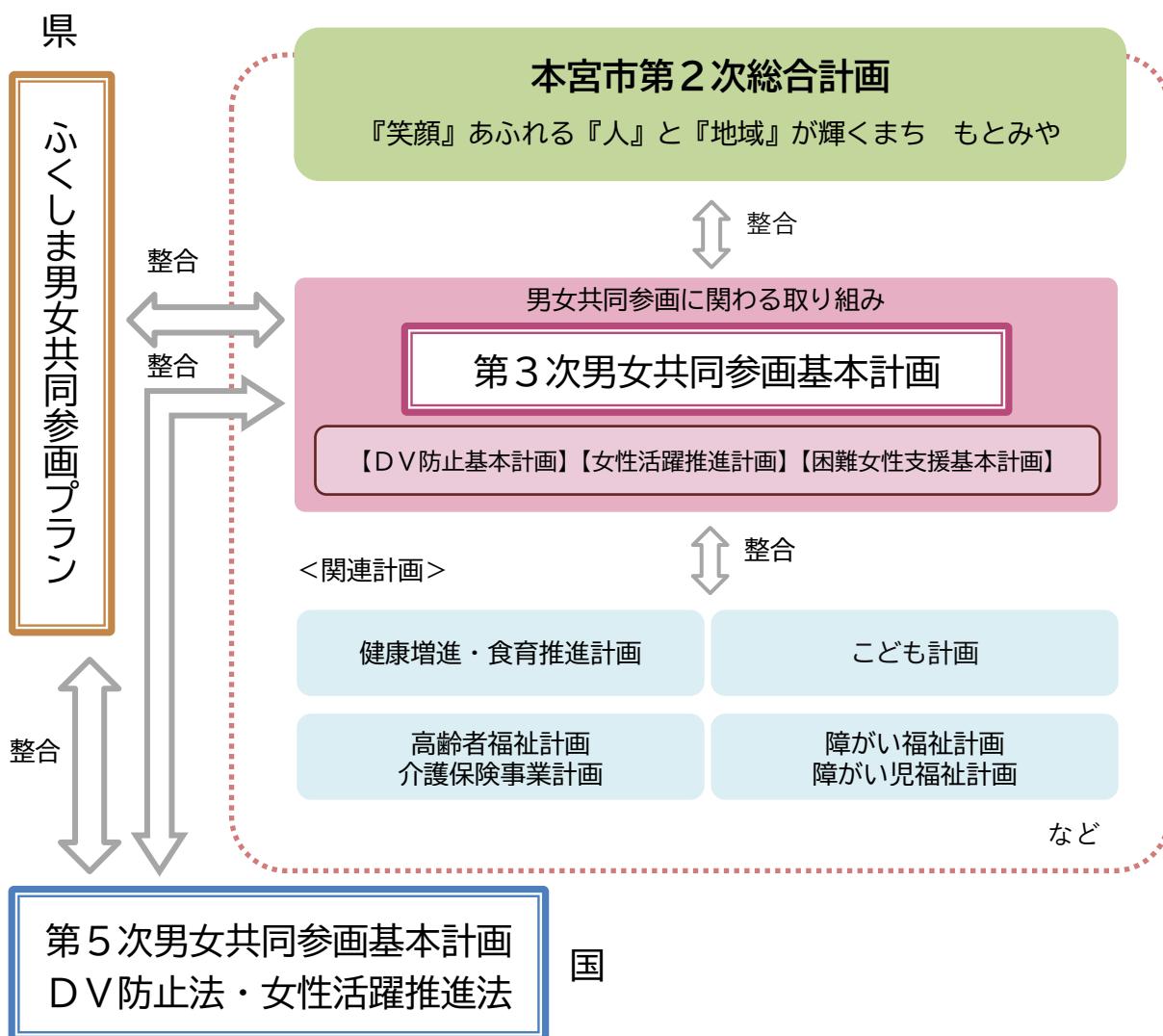
^{※2} 「男女共同参画社会」…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会（P48参照）

また、「DV 防止法^{*1}」「女性活躍推進法^{*2}」「困難女性支援法^{*3}」に基づく市町村計画として位置付けます。

(2) 総合計画との関係

本計画は、「本宮市第2次総合計画」の部門別計画と位置付け、「男女共同参画の推進」に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

【他計画との関係】



*1 「DV 防止法」…配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律（P48参照）

*2 「女性活躍推進法」…働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律（P47参照）

*3 「困難女性支援法」…困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心・自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律（P46参照）

4. 計画改定の背景

(1) 国・県の近年の動き

【国の近年の動き】

◆第5次男女共同参画基本計画の策定[令和2(2020)年12月]

平成11(1999)年6月に施行された男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と示しています。

男女共同参画社会基本法に基づき、国では令和2(2020)年12月に第5次男女共同参画基本計画が策定されました。第5次男女共同参画基本計画では次の4つを「目指すべき社会」として掲げ、その実現により男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成促進を図るとしています。

第5次計画では、男女共同参画の取組を進めることについて、「『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向^{*1}・性自認^{*2}(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブ^{*3}な社会の実現にもつながるもの」としており、多様性の視点が強調されました。

第5次男女共同参画基本計画における「目指すべき社会」

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活気ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の現実と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

*1 「性的指向」…人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念(P47参照)

*2 「性自認」…自分が属する性別についての認識や感覚(P47参照)

*3 「インクルーシブ」…「すべてを含んだ」「包括的」という意味 (P46参照)

◆女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)の改正

[令和元(2019)年5月]

働くことを希望するすべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために、平成27(2015)年8月に女性活躍推進法が成立しました。これにより、女性活躍推進に向けた行動計画の策定・届出・公表が国や地方公共団体、事業主に義務付けられました。

令和元(2019)年5月の改正では、一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表について、令和4(2022)年4月1日から常用労働者数が101人以上の事業主も義務の対象となりました。また、常用労働者数301人以上の事業主の情報公表の内容についても変更されています。

◆配偶者暴力(DV)防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

の改正[令和6(2024)年4月]

平成13(2001)年4月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として配偶者暴力防止法が成立しました。これまでの主な改正としては、平成25(2013)年に法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際相手に拡大され、令和元(2019)年には、同居する家族を適用対象に含め、児童相談所との連携が規定されました。

また、令和5(2023)年5月の改正により、保護命令の対象に精神的暴力が含まれるようになったほか、接近禁止命令等の期間の延長等、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められ、令和6(2024)年4月より施行されています。

◆LGBT理解増進法^{*1}(性的指向及びジェンダーアイデンティティ^{*2}の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)の施行[令和5(2023)年6月]

令和5(2023)年に同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの方々が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどを立法事実として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として制定されました。

*1 「LGBT理解増進法」…性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする法律(P46参照)

*2 「ジェンダーアイデンティティ」…自分が属する性別についての認識や感覚(P47参照)

◆持続可能な開発のための 2030 アジェンダ/SDGs

平成27(2015)年9月、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2030 アジェンダ)」が採択されました。2030 アジェンダでは、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられました。SDGs では、「ジェンダー平等^{※1}」を達成し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げること」を目標の一つに掲げています。女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支える上で不可欠であり、国では「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力を進めています。||



【県の近年の動き】

◆「ふくしま男女共同参画プラン」の改正[令和3(2021)年12月]

令和3(2021)年に改定された新プランでは、計画推進の視点として、「人権の尊重と男女平等の実現」、「ジェンダー^{※2}」の視点の反映と多様な価値の尊重」、「女性の能力発揮と環境整備」、「公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な地域社会の実現」が示されています。

◆「福島県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」の策定

[令和6(2024)年4月]

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第 52 号)第8条第1項及び第2項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する方針を定めるものとして策定しました。計画推進の視点として、「女性の人権を尊重する意識の醸成」、「安心して相談できる支援体制の充実」、「困難な問題を抱える女性の安全な保護の実施」、「困難な問題を抱える女性の自立を支援する環境の整備」が示されています。

◆「福島県パートナーシップ制度」の導入[令和6(2024)年9月]

一人ひとりが個人として尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、「福島県パートナーシップ制度」を開始しました。

^{※1} 「ジェンダー平等」…一人ひとりの人間が尊重され、社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあること(P47参照)

^{※2} 「ジェンダー」…社会的・文化的に形成された性別(P47参照)

(2) 本宮市の動き

本市では、平成 19(2007)年 1 月の町村合併時に制定した「本宮市男女共同参画推進条例」の規定に基づき、平成 21(2009)年 12 月に「本宮市男女共同参画基本計画」を策定し、その後、東日本大震災を始めとした災害の教訓を踏まえ、平成 26(2014)年に復興や防災における男女共同参画の推進を図るための一部改定を行いました。その後、女性活躍推進をより効果的に進めるため、令和元(2019)年6月に「本宮市第 2 次男女共同参画基本計画」を策定しています。

さらに、平成 31(2019)年度から 10 年間の計画期間となる「本宮市第2次総合計画」の「後期基本計画」が令和6(2024)年度から始まりました。その中で施策目標として掲げられている「誰もが人権を尊重し合い、平等にいきいきと生活しているまち」を目指し、すべての市民がお互いを尊重し、性別、年齢、障がい等によらず誰もが平和で平等な生活が送れるよう、差別、いじめ、虐待、暴力等の解消を進めていくこととしています。

また、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な生き方を認め合い、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせる地域社会を実現するために、「本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を令和6(2024)年9月より導入しました。

本制度の導入に引き続き、市民の誰もが性別（性自認、性的指向など）にかかわらず、パートナーやその家族の暮らしやすい生活につなげていくとともに、LGBT理解増進法による性の多様性を認め合う社会づくりの一歩として、誰もが自分らしく生きてゆける本宮市を推進します。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画を継続的に推進するとともに、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくりを進めるため、本市では「本宮市第3次男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。